

お読みください

令和8年度 紫波町家族介護用品支給事業について

■事業の目的

介護用品を必要とする要介護高齢者に対し、介護用品と引き換えることができる支給券を交付することによって、介護者の経済的な負担を軽減し、要介護高齢者の保健衛生の増進と福祉向上を図るために、保健福祉事業として実施するものです。

■支給要件 以下①～④を全て満たすこと。（令和8年9月1日時点の状況で審査します。）

① 要介護高齢者の資格要件

紫波町介護保険の第1号被保険者。

- ・ 40～64歳の第2号被保険者は対象外となります。
（本事業の財源が第1号被保険者の保険料のみであるため）
- ・ 第1号被保険者であっても、生活保護を受けている方は対象外となります。

② 支給対象者の要件

要介護3～5の認定を受けている①の高齢者※1※2※3を、在宅で常時介護している方。

※1 ①の高齢者で、要介護3の認定を受けている方については、直近の要介護認定で排尿・排便のいずれかもしくは両方が全介助であり、紙おむつの使用が常に必要であると町が判断した場合のみ、支給対象となります。

※2 施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）に入所中の方や、入院中の方は、対象外となります。

※3 ショートステイを利用している方については、利用状況に応じて、支給の可否判断や支給枚数の調整を行います。

③ 居住要件

①の高齢者と②の支給対象者が、どちらも紫波町内に住所があり居住していること。

④ 所得要件

世帯全員の令和8年度町民税が「非課税※4」であること。

※4 ②の支給対象者が①の高齢者と同一世帯でない場合は、①と②の両者とも非課税世帯に属していることが要件となります。

■介護用品の支給対象品目

品 目	備 考
紙おむつ	・ 乳幼児向けおむつを除く ・ 要介護高齢者の状況に応じてフラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ等を選択する。
尿取りパッド	乳幼児向け尿取りパッド、軽度尿漏れ用尿取りパットを除く

■介護用品購入までの流れ

- ① 紫波町役場長寿介護課に、申請書類（様式第1号）を提出。郵送でも承ります。

② 申請にもとづき町が審査を行います。

ア. 支給要件を満たす場合

町から申請者宛に、支給決定通知書と家族介護用品支給券をお送りします。

イ. 支給要件を満たしていない場合

町から申請者宛に、申請を却下する通知のみお送りします。

③ 家族介護用品支給券が届いた方は、次項の町が指定する事業者の紫波町内店舗で、支給対象となっている介護用品と支給券を引き換えください。

メーカーやサイズの選択は自由です。会計時に、「支給券で介護用品を購入する」旨を伝えてください。(1,000 円未満の端数が発生してもおつりは出ません。ご注意ください)

なお、1 回で大量に購入する場合は、事前に店舗へ、在庫の確認をしてください。

■町が指定する事業者・支給券使用可能店舗

① 町が指定する事業者

株式会社薬王堂（支給券の取り扱い及び券面に印字された個人情報の保護については、町と協定を締結しています。）

② 支給券使用可能店舗

紫波日詰店（紫波町日詰字下丸森90番地1） 電話番号 019-601-7811

紫波古館店（紫波町高水寺字古屋敷67番地1） 電話番号 019-601-2125

紫波桜町店（紫波町桜町字田頭135番地1） 電話番号 019-601-3057

■支給券の内容

① 年度分として1人につき、52 枚（52,000 円分）を交付します。

（1 枚の額面：1,000 円）

ただし、ショートステイを利用している方については、利用状況に応じて、支給枚数の調整を行います。

【例】要介護4でショートステイを月15日程度継続的に利用している方 26 枚

② 店舗で支給券を複数枚同時に使用することは可能ですが、1,000 円未満の端数が発生しても、おつりは出ません。

■注意事項

① 支給券の有効期限は令和9年3月31日です。期限切れの支給券は使用できません。

② この申請は毎年度ごとに必要となります。自動更新ではありません。

【お問い合わせ先】

紫波町生活部長寿介護課 介護保険係

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話番号 019-672-2111（内線 5194）

E メールアドレス chojyu@town.shiwa.iwate.jp